

平成十四年一月十八日受領
答弁第三三三号

内閣衆質一五三第三三号

平成十四年一月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員海江田万里君提出入国管理法違反におけるミャンマー（ビルマ）人退去強制者に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員海江田万里君提出入国管理法違反におけるミャンマー（ビルマ）人退去強制者に関する質問に対する答弁書

（一）について

お尋ねの「強制退去必要条件を満たさないため、日本に滞留するミャンマー人」がどのような者を指すのか必ずしも明らかではないが、ミャンマー連邦の国籍を有する外国人で、退去強制令書の発付を受けたものの送還されていない者は、平成十三年十二月七日現在、四十人であり、このうち、有効な旅券を所持していない者で、同日までに同国大使館に旅券の発給を申請したことがある者はない。

（二）及び（三）について

退去強制手続において、ミャンマー連邦を含む他国の旅券発給制度により、我が国に不利益が生じているとは認識していない。今後とも、退去強制手続の運用については、法令に従い適切に対処してまいりたい。